

<制度創設の背景>

- 国土交通省では、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（以下「社整審」という。）において、民間建築物の石綿実態調査の本格実施のための環境整備について検討。
- 特に、建築物のアスベスト調査者の育成について、先行的に検討。その結果、新たな資格制度の創設が決定。
- 社整審における検討を踏まえ、「建築物石綿含有建材調査講習登録規程」（以下「講習登録規程」という。）を告示で制定。

<制度のフロー>



<講習登録規程で定める内容>

- 講習機関は、適切な講習を実施できる体制の確保するための要件に適合する機関を登録する。
- 講習は、講義、実地研修、修了考査を含む内容とする。
- 受講者は、建築に関する実務経験のある者等を対象とする。
- 「登録講習機関」の講習を修了した者に修了証明書を交付する。
- 登録の有効期間は5年間であり、当該期間後も引き続き講習事務を行おうとする場合には、登録の更新を受ける必要がある。

講習機関の登録の要件

- ・ 登録規程に定める適切な講習が行われること。
- ・ 一定の資格を有する講師が講習に従事すること。
- ・ 一定の中立性があること。 等

受講者の資格

- ・ 建築に関する知識及び経験を有する者
 - 大学や短期大学等において、建築学等の課程を修めて卒業した後、建築に関し一定以上の実務経験を有する者
 - 建築や建築行政に関し一定以上の実務経験を有する者 等

講習の内容

- ・ 講義(11時間)
 - 第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
 - 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査
 - 第3講座 現場調査の実際と留意点
 - 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
 - 第5講座 成形板等の調査
- ・ 実地研修
石綿含有建材が用いられている実際の建築物にて、演習の実施。
- ・ 修了考査
筆記試験、口述試験